

令和8年第6回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日		令和8年6月25日(木)					
開会場所		鴻巣市川里農業研修センター 第三会議室					
開 会		令和8年6月25日 午後2時41分					
閉 会		令和8年6月25日 午後3時22分					
議 長		大塚 明夫					
委員応召並びに出席状況							
農 <							

会議事件名

議案第24号 農地法第3条の規定に関する件

議案第25号 農地法第4条の規定による転用許可申請

議案第26号 農地法第5条の規定による転用許可申請

議案第27号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について

	顛末 令和 8 年 6 月 2 5 日 開会 午後 2 時 4 1 分
【議長】	これより、令和 8 年第 6 回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。 本日の定例会は農業委員 1 3 名中、1 1 名出席ですので定例会は成立しております。 議案書の訂正はありませんか。
【事務局】	訂正はございません。
【議長】	続きまして、議事録署名人の指名をします。番号 1 1 番 伊藤 政士 委員・番号 1 番 新井 勉 委員にお願いします。 これより議案審議に入ります。 議案第 2 4 号 農地法第 3 条の規定に関する件について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案について説明します。 議案第 2 4 号 農地法第 3 条の規定に関する件 所有権の移転 2 件 8 筆 番号 2 9 受人は稲作を中心とした農業経営を行っております。申請地における農地の貸借はありません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入本人の農作業従事日数は 3 5 0 日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は 3 2 7. 5 2 アールで、自宅から申請地までは約 5 0 0 m と耕作に支障がない距離であり、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。

【新井 勉 農業委員】	番号２９について報告いたします。受人は稲作を中心とした農業経営を行っております。経営規模拡大を図るため、申請地を譲り受け、稲作を行う計画とことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、労働力や栽培技術の保有状況から、本申請地を効率的に利用すると思われますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当地域の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【小川 一彦 推進委員】	番号２９について報告いたします。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、地域農業の担い手へ農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号３０について内容説明を事務局からお願いいたします。
【事務局】	番号３０ 受人は米麦を中心とした農業経営を行っております。申請地における農地の貸借はありません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人世帯の農作業従事日数は６００日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は１４，０００．８１アールで、自宅から申請地までは約２kmと耕作に支障がない距離であり、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【林 繁雄 農業委員】	番号３０について報告いたします。受人は米麦を中心とした農業経営を行っております。経営規模拡大を図るため、申請地を譲り受け、小麦の栽培を行う計

	画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、労働力や栽培技術の保有状況から、本申請地を効率的に利用すると思われますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当地域の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【西崎 照男 推進委員】	番号30について報告いたします。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、地域農業の担い手へ農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第24号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第24号について原案のとおり決定いたしました。続きまして議案第25号 農地法第4条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案について説明します。 議案第25号 農地法第4条の規定による転用許可申請 自己用住宅 1件 1筆 番号4 申請人は市内の自宅にて一人で暮らしています。国土交通省が施行する一般国道17号（上尾道路Ⅱ期）工事の施工に伴い、自宅が収用されることになり、同じ住環境で道路から少し離れた本申請地にて、自己用住宅の建築をたく、申請するものです。 なお、上尾道路収用後の残りの宅地は今後農地にして、許可申請にともない、

	分筆した残りの農地とあわせて、申請人が一体で管理するとのことです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【武井 正夫 農業委員】	番号４について報告いたします。申請地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第１種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第２種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。また、申請人の資力や信用も問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【福島 政則 推進委員】	番号４について報告いたします。本申請では、隣接農地との境界に既存のコンクリートブロック以外に新設で溝を設置します。雨水は原則的に宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流しますので、周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れはありません。また、申請地は集落内に介在する農地であるため、地域農業の効率的・総合的な農地利用への支障もなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	（質問なし）
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第２５号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	（全員挙手）
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第２５号について原案のとおり決定いたしました。

	続きまして議案第２６号 農地法第５条の規定による転用許可申請について上程します。本議案には、〇〇〇農業委員が渡人となっている申請が含まれています。農業委員会等に関する法律第３１条の規定により農業委員は自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することが出来ないことになっております。当該委員については、当該議案の審査開始から終了まで退席していただきます。 (指名された委員１名の退出) それでは事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案について説明します。 議案第２６号 農地法第５条の規定に関する件 所有権の移転 ５件 ９筆 使用貸借権の設定 ２件 ２筆 賃貸借権の設定 １件 １筆 番号１９ 受人は、現在市内で幼保連携型認定こども園を営んでいる法人です。施設の老朽化及び敷地の拡張に伴い、こども園の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受けるもしくは借り受ける話がまとまり申請するものです。なお、許可申請にともない、分筆した残りの農地については、渡人が継続して耕作するとのことです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【武井 正夫 農業委員】	番号１９について報告いたします。申請地はおおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第１種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、本申請は土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業であり、「公益性が高いと認められる事業」という、第１種農地の不許可の例外に該当すると判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたしま

	す。
【椎林 幹夫 推進委員】	番号１９について報告いたします。申請地には、隣接農地との境界にコンクリートブロック及びフェンスを設置します。雨水は原則的に宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流しますので、周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れはありません。また、申請地は集落内に介在する農地であるため、地域農業の効率的・総合的な農地利用への支障もなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	（質問なし）
【議長】	質問がございませんので、次に番号２０について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号２０ 受人は、現在市内の実家に夫婦で暮らしています。同居では手狭なため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、実家近くの本申請地を母から借り受ける話がまとまり申請するものです。なお、本申請にあたり分筆した残りの農地については、渡人が継続して耕作するとのことです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【尾澤 利彦 農業委員】	番号２０について報告いたします。申請地はおおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第１種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「住宅等の申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第１種農地の不許可の例外に該当すると判断できます。そして、実家の近くで自己用住宅を建築したいという転用目的には、必要性、妥当性及び非代替性が認められます。また、受人の資力や信用も確認でき、事業実施の確実性が認められることから、問題はないと判断します。

【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【新井 正芳 推進委員】	番号２０について報告いたします。本申請では、隣接農地との境界にマウントアップを設置することで、土砂等の流出を防止します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後に、道路側溝へ放流しますので、周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れはありません。また、申請地は集落内に介在する農地であるため、地域農業の効率的・総合的な農地利用への支障もなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号２１についての内容説明を事務局からお願いいたします。
【事務局】	番号２１ 本申請は、盛土による農地改良の工事期間中における一時転用の申請です。低地で水はけが悪く耕作しにくい状態のため、所有者の依頼に基づいた耕作条件の改善を目的とした申請です。工事の概要としましては、搬入土により耕作面を嵩上げする計画であり、既存の耕作土と搬入土とを天地返しを行う内容となっております。工事期間は６ヵ月間となります。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【尾澤 利彦 農業委員】	番号２１について報告いたします。申請地の農地区分は、おおむね１０ヘクタール以上の一団の区域内にある農地として、第１種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかしながら、本申請は農地改良の工事期間である６ヵ月間の一時的な転用であり、周辺農地に被害を及ぼさない旨の誓約書も添付されております。また、耕作者に違反はなく、工事完了後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められ、周辺に与える影響もないと判断します。

【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【新井 正芳 推進委員】	番号２１について報告いたします。本申請では、隣接する道路や水路、農地との境界の間に平場や素掘側溝を設置することで、雨水や土砂の流出を防止します。また、農地改良工事が完了した後は、〇〇〇〇〇〇が麦を作付ける計画となっております。このため、周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、地域農業の担い手へ農地利用の集積・集約化も推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号２２についての内容説明を事務局からお願いいたします。
【事務局】	番号２２ 受入は、CO ₂ 削減という社会的要請と事業の拡大を図るため、太陽光の自然エネルギーによる発電事業として、１３６枚の太陽光パネル等の設置を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。なお、東京電力への接続申込につきましては、今回の許可申請に先立ち手続きは完了しております。また、小売電気事業者となる親会社の〇〇〇〇〇〇〇とは、発電された電気の売り渡しに関する契約は締結済みです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【尾澤 利彦 農業委員】	番号２２について報告いたします。申請地は、駅、市町村役場等を中心とする半径５００メートル以内の円で囲まれる区域内の農地であるため、農地区分は第２種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。転用目的には、必要性、妥当性及び非代替性が認められます。また、受入の資力や信用も確認でき、事業実施の確実性が認められることから、問題はないと判断します。

【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【新井 正芳 推進委員】	番号２２について報告いたします。申請地に隣接する農地との境界にはマウン トアップを設置して、雨水や土砂の流出を防止したうえで、安全対策として周 囲にフェンスを設置します。そして、雑草対策として、フェンス外周に防草シ ートを敷き、フェンス内側は年３回の草刈りを行う予定ですので、周辺農地の 営農条件に支障が生じる恐れはありません。また、申請地は集落内に介在する 農地であるため、地域農業の効率的・総合的な農地利用への支障もなく、問題 ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言の ある方は挙手願います。
【一同】	（質問なし）
【議長】	質問がございませんので、次に番号２３について、事務局から内容説明をお願 いいたします。
【事務局】	番号２３ 受人は、CO ₂ 削減という社会的要請と事業の拡大を図るため、太陽光の自然エネ ルギーによる発電事業として、１３４枚の太陽光パネル等の設置を計画し、土 地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。な お、東京電力への接続申込につきましては、今回の許可申請に先立ち手続きは 完了しております。また、小売電気事業者となる親会社の〇〇〇〇〇〇〇とは、 発電された電気の売り渡しに関する契約は締結済みです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果 及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【尾澤 利彦 農業委員】	番号２３について報告いたします。申請地は、おおむね３００メートル以内に 駅・市町村役場等が存在する農地であるため、農地区分は第３種農地に該当す ると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の 事業目的を達成できるとは認められません。転用目的には、必要性、妥当性及 び非代替性が認められます。また、受人の資力や信用も確認でき、事業実施の

	確実性が認められることから、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【馬場 毅 推進委員】	番号２３について報告いたします。申請地に隣接する農地との境界には既設でマウントアップが設置されており、雨水や土砂の流出を防止したうえで、安全対策として周囲にフェンスを設置します。そして、雑草対策として、フェンス外側に防草シートを敷き、フェンス内側は年３回の草刈りを行う予定ですので、周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れはありません。また、申請地は集落内に介在する農地であるため、地域農業の効率的・総合的な農地利用への支障もなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	（質問なし）
【議長】	質問がございませんので、次に番号２４について、事務局から内容説明をお願いいたします。
【事務局】	番号２４ 受入は、CO₂削減という社会的要請と事業の拡大を図るため、太陽光の自然エネルギーによる発電事業として、１４０枚の太陽光パネル等の設置を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。なお、東京電力への接続申込につきましては、今回の許可申請に先立ち手続きは完了しております。また、小売電気事業者となる親会社の〇〇〇〇〇〇〇とは、発電された電気の売り渡しに関する契約は締結済みです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【尾澤 利彦 農業委員】	番号２４について報告いたします。申請地は、おおむね３００メートル以内に駅・市町村役場等が存在する農地であるため、農地区分は第３種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の

	事業目的を達成できるとは認められません。転用目的には、必要性、妥当性及び非代替性が認められます。また、受人の資力や信用も確認でき、事業実施の確実性が認められることから、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【馬場 毅 推進委員】	番号２４について報告いたします。申請地に隣接する農地との境界にはマウン トアップを設置して、雨水や土砂の流出を防止したうえで、安全対策として周 囲にフェンスを設置します。そして、雑草対策として、フェンス外周に防草シ ートを敷き、フェンス内側は年３回の草刈りを行う予定ですので、周辺農地の 営農条件に支障が生じる恐れはありません。また、申請地は集落内に介在する 農地であるため、地域農業の効率的・総合的な農地利用への支障もなく、問題 ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言の ある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号２５についての内容説明を事務局から願 いいたします。
【事務局】	番号２５ 受人は、CO ₂ 削減という社会的要請と事業の拡大を図るため、太陽光の自然エネ ルギーによる発電事業として、１４０枚の太陽光パネル等の設置を計画し、土 地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。な お、東京電力への接続申込につきましては、今回の許可申請に先立ち手続きは 完了しております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果 及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【尾澤 利彦 農業委員】	番号２５について報告いたします。申請地は、駅、市町村役場等を中心とする おおむね半径５００メートル以内の円で囲まれる区域内の農地であるため、農

	地区分は第２種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。転用目的には、必要性、妥当性及び非代替性が認められます。また、受人の資力や信用も確認でき、事業実施の確実性が認められることから、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【馬場 毅 推進委員】	番号２５について報告いたします。申請地に隣接する農地との境界にはマウン トアップを設置して、雨水や土砂の流出を防止したうえで、安全対策として周 囲にフェンスを設置します。そして、雑草対策として、年３回の草刈りを行う 予定ですので、周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れはありません。また、 申請地は集落内に介在する農地であるため、地域農業の効率的・総合的な農地 利用への支障もなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言の ある方は挙手願います。
【一同】	（質問なし）
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第２６号について原案のとおり 決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	（全員挙手）
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第２６号について原案のとおり 許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。 （指名された委員１名の入室） 続きまして、議案第２７号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての 証明願について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。

【事務局】	議案について説明します。 議案第 2 7 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願 番号 4 申請地は現在、生産緑地地区に指定されておりますが、主たる従事者が死亡したことから、生産緑地の解除を予定しているとのことです。主たる従事者とは、中心となって農業に従事している者を指しますが、今回の申請は、死亡した対象者が生前に主たる従事者として、対象の農地を耕作していたことについて、証明願が提出されたものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【小林 紀之 農業委員】	番号 4 について報告いたします。この件につきましては、令和 7 年 1 1 月 1 日に買い取り申出が生じた者が亡くなりましたが、買い取り申出生産緑地について、生前に農業を継続して行っていたと認め、生産緑地に係る農業の主たる従事者と認定してよろしいと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第 2 7 号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第 2 7 号は原案のとおり承認いたします。続きまして、会長専決規程第 3 条による専決事項を報告いたします。 令和 8 年 5 月 1 2 日～令和 8 年 6 月 1 0 日受付分 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出 4 件 5 筆 1, 1 7 2 m² 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出

	所有権の移転 17件 50筆 20,433.41㎡ 使用貸借権の設定 1件 3筆 809㎡ 合計届出件数 22件 58筆 22,414.41㎡ これらは、全て会長専決でございます。 何かご質問はございますか。
【一同】	(特になし)
【議長】	続いて、その他の件について、農業委員・推進委員又は事務局よりご報告お願いいたします。まず初めに、農業委員・推進委員の方から何かありますか。
【一同】	(なし)
【議長】	最後に事務局から何かありますか。
【事務局】	・農地パトロールの日程について ・次期農業委員、推進委員の改選について ・農業者年金の加入推進マニュアル及びパンフレットの配布 ・農地利用最適化活動活性化研修会（8月5日開催）のについて
【議長】	これをもちまして、令和8年第6回定例会を閉会いたします。 なお、次回の定例会は令和8年7月24日（金）午後3時00分より場所は鴻巣市役所にて開催を予定しております。 閉会 午後3時22分